

令和5年度狛江市市民福祉推進委員会 障がい小委員会臨時会アジェンダ

◇開催日時・場所

令和5年9月4日（月） 18:00～20:00

ハイブリッド形式で開催（会場：防災センター3階302会議室）

◇構成員

委員：眞保委員長、東委員、橋爪委員、阿部委員、竹中委員、梶川委員、伊藤委員

事務局：福祉政策課福祉政策係、高齢障がい課障がい者支援係

◇目的

（共通）

- ・市民福祉推進委員会で審議したあいとぴあレインボープラン策定に向けた方向性を報告する。
- ・次期障がい者計画の策定に向けた現状を報告する。
- ・あいとぴあレインボープラン（障がい者計画）策定に向けた課題及び施策を審議する。
- ・障がい者計画令和4年度進捗管理報告書（案）について御意見をいただく。

◇議題内容・進行予定

議題	項目	ポイント・成果	手法・資料	割当時間
1	報告 あいとぴあレインボープラン策定に向けた方向性について	市民福祉推進委員会で審議した ・計画の目指す姿、計画名称、計画書の構成、基本理念、基本目標について報告する。 ・障がい小委員会の審議事項について報告する。	資料1	20分
2	報告 あいとぴあレインボープラン（障がい者計画）策定に向けた現状について	・あいとぴあレインボープラン策定に向けた国・東京都の動向を報告する。 ・統計から見る現状を報告する。 ・市民意識調査結果から見る現状を報告する。 ・現行計画に見る現状と課題について報告する。	資料2	40分
3	審議（継続審議の予定） あいとぴあレインボープラン（障がい者計画）策定に向けた課題及び施策について	・障がい者計画の策定に向けた課題を審議する。 ・障がい者計画の重点施策を審議する。	資料3・4	30分
4	報告 障がい者計画令和4年度進捗管理報告書（案）について	障がい者計画令和4年度進捗管理報告書（案）について報告する。	資料5	15分

5	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の議事録（案）の確認依頼をする。 ・ 新たな委員名簿の配付をする。 ・ 次回の会議について確認する。 	資料6～8	5分
---	-----	--	-------	----

◇資料一覧

【資料1】 あいとぴあレンボープラン計画策定の方向性について

【資料2】 あいとぴあレインボープラン策定に向けた現状の整理

【資料3】 あいとぴあレインボープラン策定に向けた課題の整理

【資料4】 あいとぴあレンボープランの重点施策（案）

【資料5】 狛江市障がい者計画進捗管理令和4年度報告書

【資料6】 令和5年度第2回障がい小委員会議事録（案）

【資料7】 委員名簿

【資料8】 障がい小委員会工程表

あいとぴあレインボープラン計画策定の方向性について

1 計画の目指す姿

超高齢社会にあっては、社会保障は世代を超えた全ての人々が連帯し、困難を分かち合い、未来の社会に向けて協力し合うためにあるという認識を、世代間対立に陥ることなく、全ての世代にわたって広く共有していかなければなりません。

そのため、年齢に関わりなく、全ての市民が、その能力に応じて負担し、支え合うことにより、それぞれの人生のステージに応じて、必要が保証がバランスよく提供されるよう、更にこれらの生まれる「将来世代」にも私たちが享受してきた保証が提供されるよう、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する必要があります。

全世代対応型の社会保障制度を実現するためには、制度・分野や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を越えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会、すなわち地域共生社会を実現することが必要です。

地域共生社会の実現に当たっては、各種サービスの担い手等による連携の下、地域全体で、多様な困りごとを抱える人やその家族を包括的に受け止め、一人ひとりに寄り添い、伴走支援するという視点が重要となります。この伴走支援は、各種サービスにつなぐという役割のみならず、人と人とのつながりを創出すること自体に価値を有するものです。その際、公平、迅速、かつ効率的に支援を届けるため、デジタル技術の活用を積極的に図ることも重要です。

さらに、今後人口減少が進む中で、地域社会における支え合い機能が低下し、市民の日常生活の維持に課題が生じる事態も想定されます。地域社会におけるつながりの弱体化を防ぎ、市民同士が助け合う「互助」の機能を強化することが重要であり、地域における「互助」を支えるコミュニティ機能の強化に向けた取組を推進することが重要です。

本計画では、地域共生社会の実現に向けた取組を進めることにより、全世代対応型の社会保障制度の実現を目指します。

2 狛江市福祉基本条例

(1) 狛江市福祉基本条例（以下「条例」という。）前文では、地域共生社会の実現に向けた決意が次のように示されています。

わたしたち狛江市民は、全ての市民が、生涯にわたり個人として人間性が尊重され、生きがいをもち、ささえあって、ともに生きる地域共生社会の実現を目指している。

（中略）

市は、福祉及び保健関係部署のみならず、全ての部署が一体となって、市民及び事業者

とともにそれぞれの役割を果たしながら、地域福祉の推進のため、包括的な支援体制の構築を進めるとともに、相互にささえあうことを通じて、多様性を認めあい、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要がある。

(2) 条例第 20 条第 2 項では、市の独自規定として、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築に当たり、次のことが市に義務付けられています。

(包括的な支援体制の整備)

第 20 条 (中略)

2 市は、包括的な支援体制を整備するに当たり、福祉及び保健関係部署のみならず、住宅、教育、コミュニティ関係部署等が地域生活課題を把握するとともに、当該地域生活課題の解決に資する支援を行う関係部署相互間の連携を図り、福祉のまちづくりに資する事業を一体的に実施するものとする。

(3) 条例の規定を踏まえて、計画を策定し、政策・施策・事業を一体的に実施していく必要があります。

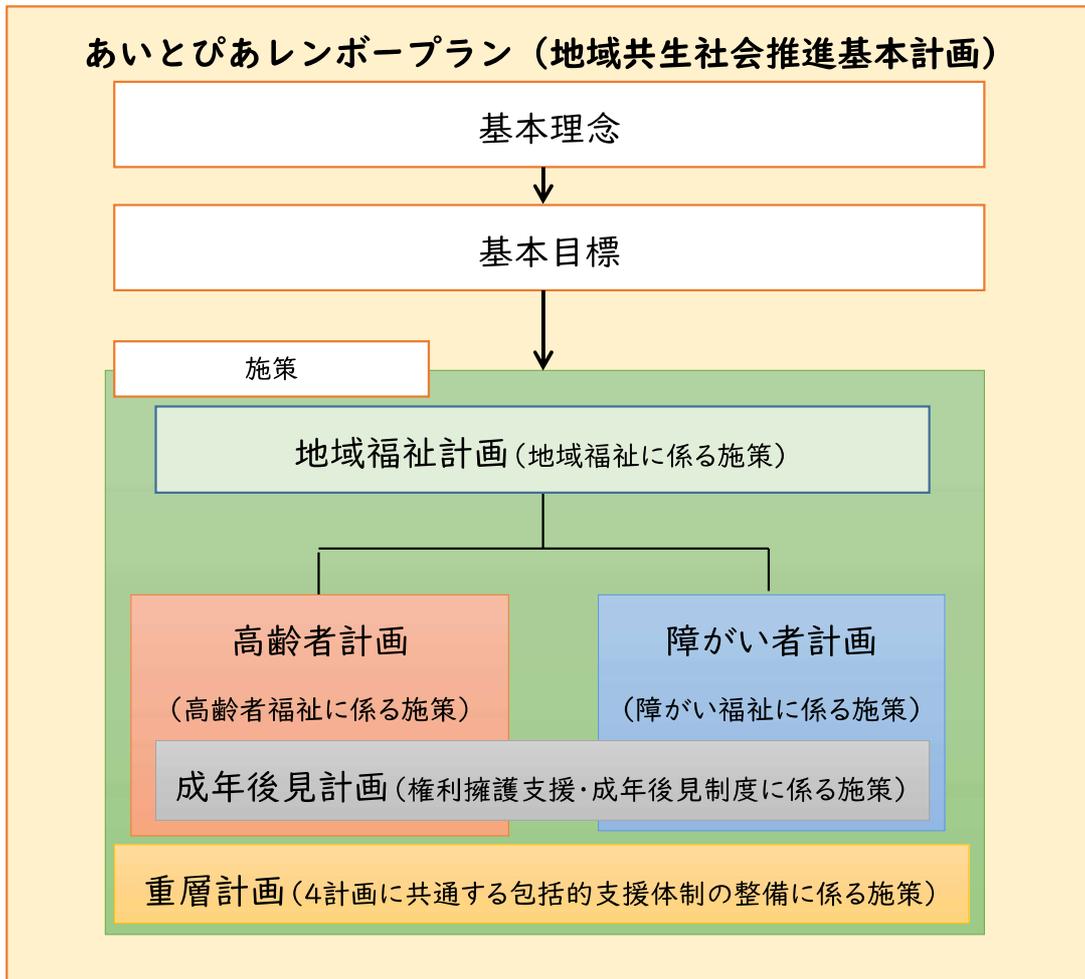
3 あいとぴあレンボープラン (地域共生社会推進基本計画)

(1) 全世代対応型の社会保障制度の実現を目指すためには、福祉のまちづくりに資する政策・施策・事業を一体的に実施し、包括的な支援体制を整備することにより、地域共生社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。

そのため、対象者別の高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画 (以下「高齢者計画」という。) 及び障がい者計画・第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画 (以下「障がい者計画」という。)、対象者別計画に共通する権利擁護支援、成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進する第 2 期成年後見制度利用促進基本計画 (以下「成年後見計画」という。) 並びに包括的な支援体制を整備するための事業である重層的支援体制整備事業を推進する第 2 期重層的支援体制整備事業実施計画 (以下「重層計画」という。) を上位計画である第 5 次地域福祉計画 (以下「地域福祉計画」という。) をあいとぴあレンボープラン (地域共生社会推進基本計画) (以下「基本計画」という。) として一体的に策定することにより、福祉のまちづくりに資する政策・施策・事業を一体的に実施してまいります。

福祉のまちづくりに資する政策・施策・事業を一体的に実施するためには、地域福祉計画、高齢者計画、障がい者計画、成年後見計画及び重層計画 (以下「5 計画」という。) の中で目指す福祉のまちづくりの方向性 (以下「基本理念」という。) を示し、この基本理念を達成するための共通した目標 (以下「基本目標 (政策)」という。) の下、施策を推進する必要があります。

そこで、基本計画として基本理念・基本目標を掲げ福祉のまちづくりに資する基本目標 (政策)・施策を一体的に実施してまいります。



(2) 施策として示すべき事項

ア 施策とは、基本目標（政策）を実現するために取り組むべき方策を示すものです。基本計画では、基本理念、基本目標、施策（具体的な内容・方向性・ねらい）を記載するものとします。

イ 各計画のガイドライン等（例：地域福祉計画の策定・改定ガイドライン）では、記載することが望ましい施策が示されておりますが、地方公共団体によって取り組むべき課題は異なりますので、市の課題を踏まえた施策のみを原則として示すものとします。ただし、法令及び各計画のガイドライン等で記載が求められている事項は全て記載するものとします。

(3) 事業について

ア 現行計画では、計画期間内に実施すべき事業についても記載されております。

イ 事業とは、施策を実現するための、行政の具体的な手段を示すものです。具体的な手段を実施するに当たり財源が必要となる場合には、予算の裏付けが必要となり

ます。

事業の実施は、毎年度の予算編成において、市の財政状況や周辺環境の変化、事業の優先度その他の理由により決定されるものです。

ウ そこで、あいとぴあレンポープラン（地域共生社会推進基本計画）実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、基本計画で設定した施策を着実に推進していくため、市が当該年度の当初予算の内容をベースに取り組む内容とその手順を明らかにするものとします。

4 計画期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。高齢者計画のうち介護保険事業計画及び障がい者計画のうち障がい福祉計画及び障がい児福祉計画については法令の定めに従い令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

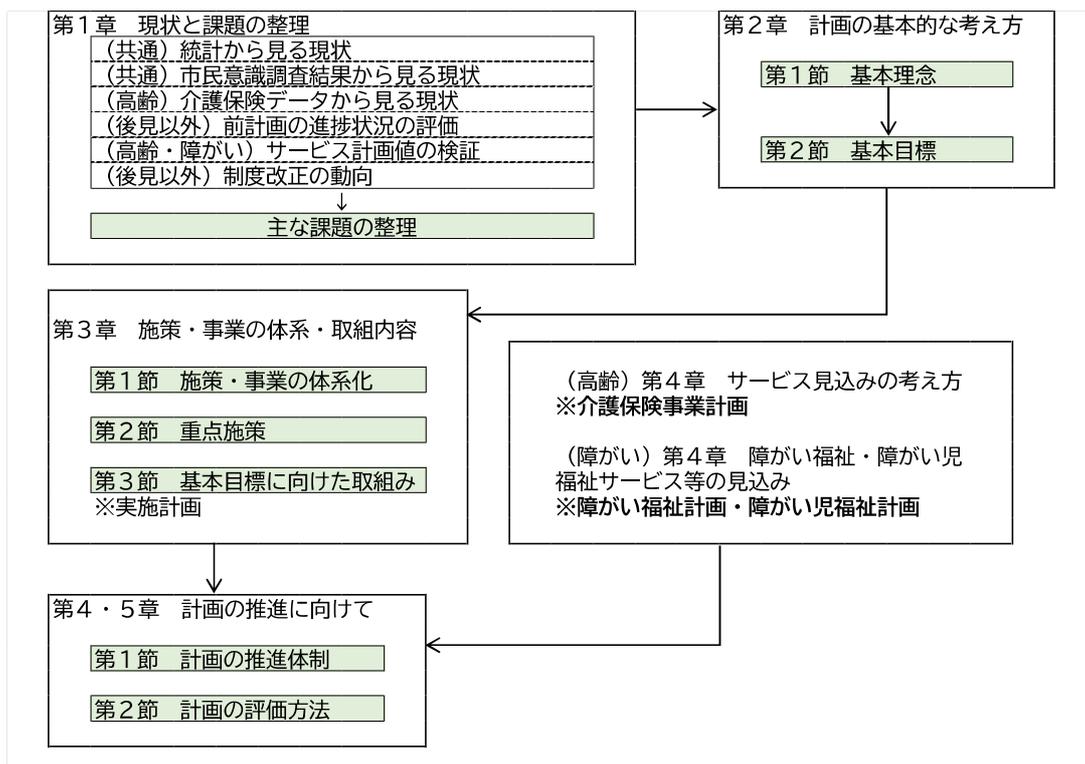
高齢者保健福祉計画及び障がい者計画については、第10期介護保険事業計画及び第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画策定の際、必要があれば施策の見直しを行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本計画						
地域福祉計画						
高齢者計画						
介護保険事業計画		第9期		第10期		
障がい者計画						
障がい福祉・障がい児福祉計画		第7期・第3期		第8期・第4期		
成年後見計画						
重層計画						

5 計画書の構成

(1) 現行計画

地域福祉計画、高齢者計画、障がい者計画及び成年後見計画いずれも次の構成となっております。矢印は、計画策定に当たっての論理的な流れであり、この流れに沿った構成としています。



(2) 新計画(案)

現行計画の「第1章 現状と課題の整理」を資料に記載し、市民にとって分かりやすい計画とします。

第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の位置付け

第3節 計画期間

第4節 計画策定体制

第2章 基本理念

第3章 基本目標

第4章 施策

第1節 施策体系

第2節 施策一覧(重点施策・具体的な内容・方向性・ねらい)

第5章 サービス等の見込み

第1節 介護保険サービスの見込み

第2節 障がい福祉・障がい児福祉サービス等の見込み

第6章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

第2節 計画の評価方法

資料

第1節 現状の整理

第1款 国・東京都の動向から見る現状

第2款 統計から見る現状

第3款 市民意識調査から見る現状

第4款 住民懇談会・市民説明会・パブリックコメントの結果

第5款 現行計画の進捗状況の評価

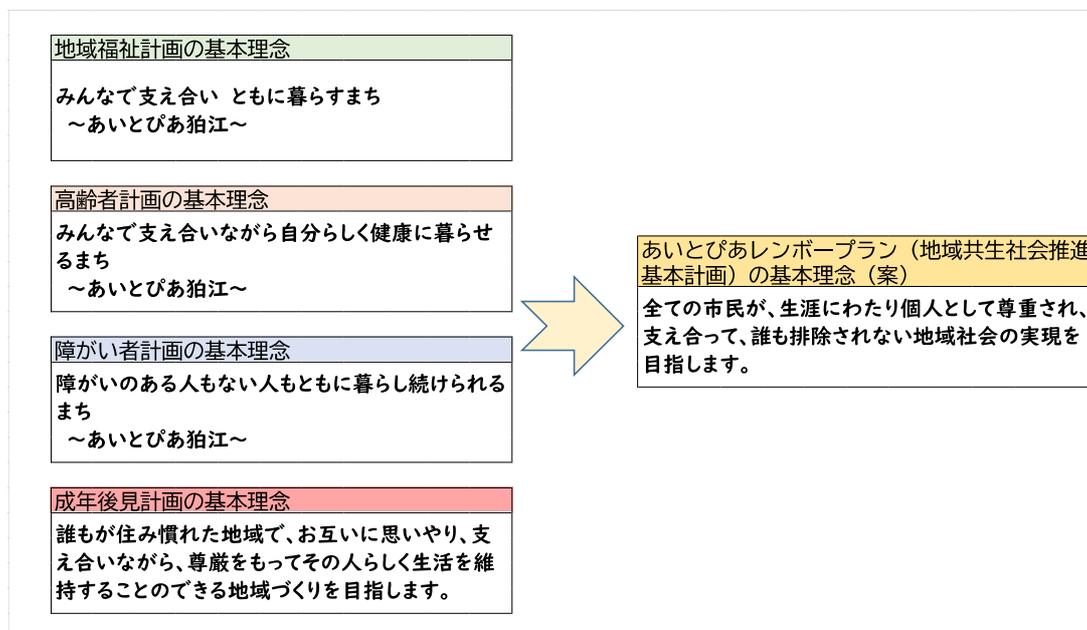
第6款 第8期介護保険事業計画値の検証

第7款 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画値の検証

第2節 課題の整理

6 基本理念

現行計画の各計画の基本理念及び条例の前文で掲げた地域共生社会の実現に向けた理念を踏まえて、共通の基本理念を定めます。

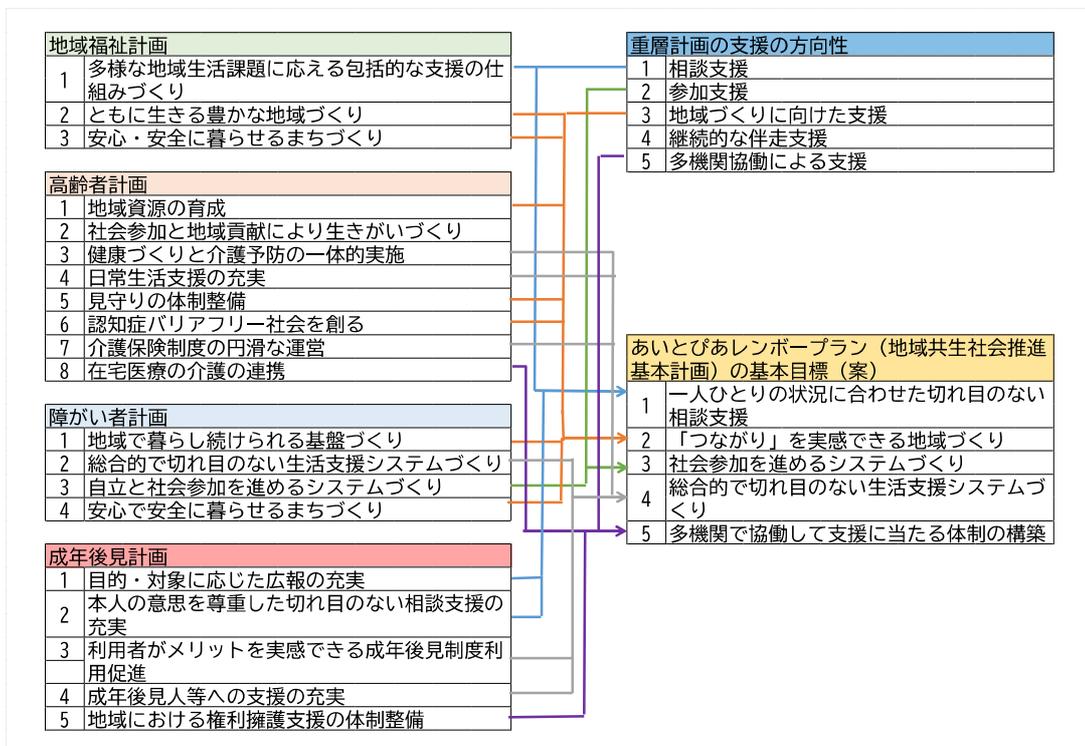


7 基本目標

現行計画の基本目標と重層計画で示されている支援の方向性を踏まえて、次のとおり共通の基本目標を定めます。



※現行計画の基本目標と重層計画の支援の方向性との関連



8 施策体系について

(1) 全世代対応型の社会保障制度の実現を目指すためには、福祉のまちづくりに資する政策・施策・事業を一体的に実施するため、共通の基本理念、基本目標を掲げましたが、「【資料3-1】あいとぴあレインボープラン策定に向けた課題の整理」の中で整理しました課題の中には分野別の課題も多くあります。これらの課題を解決するためには、分野ごとの施策を掲げ、その施策のねらい、方向性を示した上で、事業を実施し、課題の解決を図る必要があります。

他方で、制度の狭間の課題や複数の分野にまたがる複雑化・複合化した課題への対応も求められています。

そこで、次のような施策体系の下、「【資料3-1】あいとぴあレインボープラン策定に向けた課題の整理」の中で整理しました課題の解決に向けた施策を実施してまいります。

基本目標1の施策体系（例）

基本目標			
1	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援	1	地域福祉計画の施策 1 (例) 生活困窮者の自立支援を行います。
		2	高齢者計画の施策 1 (例) 地域包括支援センターの総合相談支援機能を発揮できるようにします。
		3	障がい者計画の施策 1 (例) 基幹相談支援センターを設置します。
		4	成年後見計画の施策（後見制度・権利擁護支援） 1 (例) 意思決定支援を重視した相談支援を充実させます。
		5	重層計画の施策（分野横断・制度の狭間） 1 (例) ひさこもり相談窓口を設置し、周知します。

9 施策について

基本目標ごとに5計画別に次のような一覧表を作成します。

表には、施策、重点施策（重点施策のみ）、施策の将来像、施策の方向性、主な事業例を記載します。

下図は、基本目標1の「5 重層計画」の施策の例です。

基本目標1 一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援		5 重層計画の施策（分野横断・制度の狭間）			
No.	施策	施策の将来像	施策の方向性	主な事業例	
1	複雑化・複合化した課題に対応できる包括的な切れ目のない相談支援体制の整備を進めます。	庁内各課、関係機関が連携を図り、既存の相談支援の取組を活かしつつ、新たな事業を実施することにより、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制が構築されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・つなぐシートを活用し、複雑化・複合化した課題を抱える市民、その家族に対する支援を届けます。 ・伴走支援を行うアウトリーチ型相談支援を強化します。 ・相談支援業務の標準化、DXを推進することにより、業務の効率化を図り、庁内各課、関係機関の連携を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・つなぐシート事業の拡大 ・生活困窮者自立支援事業（アウトリーチ支援事業）の対象者の拡大 ・AIを活用した相談支援システムの導入 	

10 実施計画について

(1) 計画の目的

この計画は、基本計画に設定している施策を着実に推進していくために、市が当該年度の当初予算の内容をベースに取り組む内容とその手順を明らかにするものです。

(2) 実施計画の策定方法

実施計画については、市が当該年度の当初予算の内容をベースに取り組む内容とその手順を明らかにするものですので、市民福祉推進委員会に諮問することなく策定いたします。

(3) 市民福祉推進委員会の意見の反映方法

各年度の取組状況を実施計画内で記載し、報告する中で委員会の意見を次年度の予算に反映してまいります。

(4) 実施計画の対象となる施策

基本計画内で重点施策に位置付けた施策

(5) 計画期間と見直し

計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6箇年を予定していますが、本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までとして3箇年の取組内容を明示し、毎年度計画内容を見直すたびに計画期間を1年ずつ延伸します。

この計画の見直しは、毎年度の予算編成において、市の財政状況や周辺環境の変化、事業の進捗度合いその他の理由により見直した事業展開（予定）を基に、その後の計画内容を見直すものです。

(6) 計画の見方

ア 令和6年7月策定時

次のフォーマットで施策ごとに実施計画を策定します。

項目コード・施策	この項目の担当課		計画期間終了時点 (令和11年度到達目標)		
1-1-1	複雑化・複合化した課題に対応できる包括的な切れ目のない相談支援体制の整備を進めます。	担当課	福祉政策課	福祉相談課	高齢障がい課 健康推進課
施策の方向性 ・重層的支援体制整備事業の実施に向けて、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関連機関と連携して複雑化・複合化した課題を解決するための包括的相談支援体制を整備します。 ・多様な方法・主体による情報提供を行います。 ・アウトリーチ型相談支援を実施します。 ・包括的な相談に対応できる体制を整備するため、市内各相談窓口や市内外の関係機関との情報共有・連携を推進するとともに、様々な相談ができる各種相談窓口の周知を進めます。		計画期間終了時点における到達目標 既存の相談支援の取組を活かしつつ、重層的支援体制整備事業の実施により、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制が構築されている。			
3年間の取組状況	R 6	R 7	R 8		
	関連する予算事業 ・コミュニティ・ソーシャルワーカー事業 ・多世代・多機能型交流拠点運営事業		取組内容 R 6 (事業費 ●●千円) ・コミュニティ・ソーシャルワーカーによる地域づくり ・福祉カレッジの開催 ・福祉のまちづくり協議委員会・協議会による地域アセスメント ・ふらっとなんがでの多世代交流 R 7 ・コミュニティ・ソーシャルワーカーによる地域づくり ・福祉カレッジのカリキュラムの改定 ・福祉のまちづくり協議委員会・協議会による地域アセスメントを踏まえた課題解決 ・ふらっとなんがでの多世代交流 R 8 ・コミュニティ・ソーシャルワーカーによる地域づくり ・福祉カレッジのカリキュラムの改定 ・福祉のまちづくり協議委員会・協議会による地域アセスメントを踏まえた課題解決 ・ふらっとなんがでの多世代交流		

3箇年の取組状況(成果)
 ※令和6年度策定時は未記載

取組内容に関する
 予算事業名と担当課

当該年度を含む3箇年の取組内容・事業費
 ※令和6年度は当初予算ベース。(事業の直接的に係る経費のみ計上し、人件費等は未計上)

イ 令和7年7月改定時

令和6年度の取組状況を記載し、令和7年度の取組内容及び令和8・9年度の取組内容の見込みを記載します。必要に応じて、期中見直しをします。

1-1-1	複雑化・複合化した課題に対応できる包括的な切れ目のない相談支援体制の整備を進めます。	担当課	福祉政策課	福祉相談課	高齢障がい課	健康推進課
施策の方向性 ・重層的支援体制整備事業の実施に向けて、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関連機関と連携して複雑化・複合化した課題を解決するための包括的相談支援体制を整備します。 ・多様な方法・主体による情報提供を行います。 ・アウトリーチ型相談支援を実施します。 ・包括的な相談に対応できる体制を整備するため、市内各相談窓口や市内内外の関係機関との情報共有・連携を推進するとともに、様々な相談ができる各種相談窓口の周知を進めます。		計画期間終了時点における到達目標 既存の相談支援の取組を活かしつつ、重層的支援体制整備事業の実施により、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制が構築されている。				
3年間の取組状況	R 6	R 7	R 8			
	・日常生活圏域ごとに配置されたコミュニティ・ソーシャルワーカーが地域づくりを行った。 ・福祉カレッジ2024を●月●日から全●回開催し、●人の市民が修了した。 ・福祉のまちづくり協議委員会で検討した地域アセスメントの手法を踏まえて、各福祉のまちづくり委員会で地域アセスメントを実施した。 ・ふらっとなんぶで多世代交流を行い、●人の市民が拠点に訪れた。					
関連する予算事業		取組内容				
・コミュニティ・ソーシャルワーカー事業 ・多世代・多機能型交流拠点運営事業		R 7 (事業費 ●●千円)	R 8	R 9		
・コミュニティ・ソーシャルワーカーによる地域づくり ・福祉カレッジのカリキュラムの改定 ・福祉のまちづくり協議委員会・協議会による地域アセスメントを踏まえた課題解決 ・ふらっとなんぶでの多世代交流		・コミュニティ・ソーシャルワーカーによる地域づくり ・福祉カレッジのカリキュラムの改定 ・福祉のまちづくり協議委員会・協議会による地域アセスメントを踏まえた課題解決 ・ふらっとなんぶでの多世代交流	・コミュニティ・ソーシャルワーカーによる地域づくり ・福祉カレッジのカリキュラムの改定 ・福祉のまちづくり協議委員会・協議会による地域アセスメントを踏まえた課題解決 ・ふらっとなんぶでの多世代交流	・コミュニティ・ソーシャルワーカーによる地域づくり ・福祉カレッジのカリキュラムの改定 ・福祉のまちづくり協議委員会・協議会による地域アセスメントを踏まえた課題解決 ・ふらっとなんぶでの多世代交流		

ウ 令和12年7月改定時

令和11年度の取組状況を記載します。

1-1-1	複雑化・複合化した課題に対応できる包括的な切れ目のない相談支援体制の整備を進めます。	担当課	福祉政策課	福祉相談課	高齢障がい課	健康推進課
施策の方向性 ・重層的支援体制整備事業の実施に向けて、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関連機関と連携して複雑化・複合化した課題を解決するための包括的相談支援体制を整備します。 ・多様な方法・主体による情報提供を行います。 ・アウトリーチ型相談支援を実施します。 ・包括的な相談に対応できる体制を整備するため、市内各相談窓口や市内内外の関係機関との情報共有・連携を推進するとともに、様々な相談ができる各種相談窓口の周知を進めます。		計画期間終了時点における到達目標 既存の相談支援の取組を活かしつつ、重層的支援体制整備事業の実施により、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制が構築されている。				
3年間の取組状況	R 9	R 10	R 11			
	・日常生活圏域ごとに配置されたコミュニティ・ソーシャルワーカーが地域づくりを行った。 ・福祉カレッジ2024を●月●日から全●回開催し、●人の市民が修了した。 ・福祉のまちづくり協議委員会で検討した地域アセスメントの手法を踏まえて、各福祉のまちづくり委員会で地域アセスメントを実施した。 ・ふらっとなんぶで多世代交流を行い、●人の市民が拠点に訪れた。	・日常生活圏域ごとに配置されたコミュニティ・ソーシャルワーカーが地域づくりを行った。 ・福祉カレッジ2024を●月●日から全●回開催し、●人の市民が修了した。 ・福祉のまちづくり協議委員会で検討した地域アセスメントの手法を踏まえて、各福祉のまちづくり委員会で地域アセスメントを実施した。 ・ふらっとなんぶで多世代交流を行い、●人の市民が拠点に訪れた。	・日常生活圏域ごとに配置されたコミュニティ・ソーシャルワーカーが地域づくりを行った。 ・福祉カレッジ2024を●月●日から全●回開催し、●人の市民が修了した。 ・福祉のまちづくり協議委員会で検討した地域アセスメントの手法を踏まえて、各福祉のまちづくり委員会で地域アセスメントを実施した。 ・ふらっとなんぶで多世代交流を行い、●人の市民が拠点に訪れた。			
関連する予算事業		取組内容				
・コミュニティ・ソーシャルワーカー事業 ・多世代・多機能型交流拠点運営事業		R 9 (事業費 ●●千円)	R 10 (事業費 ●●千円)	R 11 (事業費 ●●千円)		
・コミュニティ・ソーシャルワーカーによる地域づくり ・福祉カレッジの開催 ・福祉のまちづくり協議委員会・協議会による地域アセスメント ・ふらっとなんぶでの多世代交流		・コミュニティ・ソーシャルワーカーによる地域づくり ・福祉カレッジのカリキュラムの改定 ・福祉のまちづくり協議委員会・協議会による地域アセスメントを踏まえた課題解決 ・ふらっとなんぶでの多世代交流	・コミュニティ・ソーシャルワーカーによる地域づくり ・福祉カレッジのカリキュラムの改定 ・福祉のまちづくり協議委員会・協議会による地域アセスメントを踏まえた課題解決 ・ふらっとなんぶでの多世代交流	・コミュニティ・ソーシャルワーカーによる地域づくり ・福祉カレッジのカリキュラムの改定 ・福祉のまちづくり協議委員会・協議会による地域アセスメントを踏まえた課題解決 ・ふらっとなんぶでの多世代交流		

11 調布市，日野市，狛江市，多摩市，稲城市成年後見制度利用促進基本計画（以下「共通計画」という。）・成年後見制度利用促進事業計画（以下「事業計画」という。）

(1) 共通計画

ア 方向性の概要

改定後の市町村計画をもって成年後見制度利用促進の市町村計画と位置付ける。

イ 共通計画の計画期間の変更について

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度まで

ウ 5市協働の方向性

「成年後見制度利用促進」の取組は、共通計画の基本理念等を踏まえて、各市の福祉関連計画等を改正等することにより、その計画期間の経過後も、引き続き5市協働で取り組んでいく。

(2) 方向性決定後の市の計画の方向性

ア 狛江市第2期成年後見制度利用促進基本計画を基本計画の個別計画として位置付ける。

イ 狛江市第2期成年後見制度利用促進事業計画を実施計画の個別計画として位置付ける。

成年後見制度利用促進計画整理		H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	(年度)
国	基本計画														
	-														
センター5市	基本計画														
	-														
市	基本計画														
	事業計画														

※共通計画を第1期基本計画とし、あいどぴあレンボープラン内に第2期基本計画を位置付ける。

※あいどぴあ実施計画内に第2期事業計画を位置付ける。1年毎に見直しローリングする。

重複期間は市計画が優先することで調整

12 計画策定の進め方について

(1) 今後の工程について

計画工程表のとおり

(2) 市民福祉推進委員会・小委員会の役割

ア 市民福祉推進委員会

(ア) 計画全体の審議

(イ) 地域福祉計画・重層計画に係る現状と課題の整理

(ウ) 基本理念・基本目標の審議

- (工) 施策体系の審議
- (才) 施策（地域福祉計画・重層計画）の審議
- イ 高齢・医療と介護の連携推進小委員会
 - (ア) 高齢者計画に係る現状と課題の整理
 - (イ) 施策（高齢者計画）の審議
- ウ 障がい小委員会
 - (ア) 障がい者計画に係る現状と課題の整理
 - (イ) 施策（障がい者計画）の審議
 - (ウ) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の審議
- エ 権利擁護小委員会
 - (ア) 成年後見計画に係る現状と課題の整理
 - (イ) 施策（成年後見計画）の審議
 - (ウ) 成年後見計画の審議

あいとぴあレインボープラン策定に向けた現状の整理（案）

I 国・東京都の動向

1 国の動向（平成30年度～令和4年度）

年度	
令和3(2021)年度	障害者差別解消法改正法（令和3年6月）
	第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）
令和4(2022)年度	第9期介護保険事業（支援）計画の作成準備について（令和4年7月29日）
	全世代型社会保障構築会議報告書～全世代で支え合い、人口減少・超高齢者社会の課題を克服する～（令和4年12月16日）
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）
	介護保険制度の見直しに関する意見（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）
	生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）（令和4年12月20日）
	孤独・孤立対策の重点計画（令和4年12月26日改定 孤独・孤立対策推進会議決定）
	障害者基本計画（第5次）（令和5年3月）

(1) 全世代型社会保障構築会議報告書について

ア 目指すべき社会の将来方向

- 1 「少子化・人口減少」の流れを変える
- 2 これからも続く「超高齢化社会」に備える
- 3 「地域の支え合い」を強める

(ア) 「少子化・人口減少」の流れを変える

【取組内容】

- ①子どもを生み育てたいという個人の希望を叶えること。
- ②子育て・若者世代への支援を急速かつ強力に整備すること。(緊急)

(イ) これからも続く「超高齢化社会」に備える

【取組内容】

- ①働き方に中立的な社会保障制度を構築し、女性や高齢者を含め、経済社会の支え手となる労働力を確保すること。
- ②社会保障を能力に応じて皆で支える仕組みを構築し、医療・介護・福祉等のニーズの変化に的確に対応すること。

(ウ) 「地域の支え合い」を強める

人々が地域社会との中で安心して生活できる社会の構築すること。(独居者の増加、就職氷河期世代の高齢化、孤独・孤立の深刻化等を見据え)

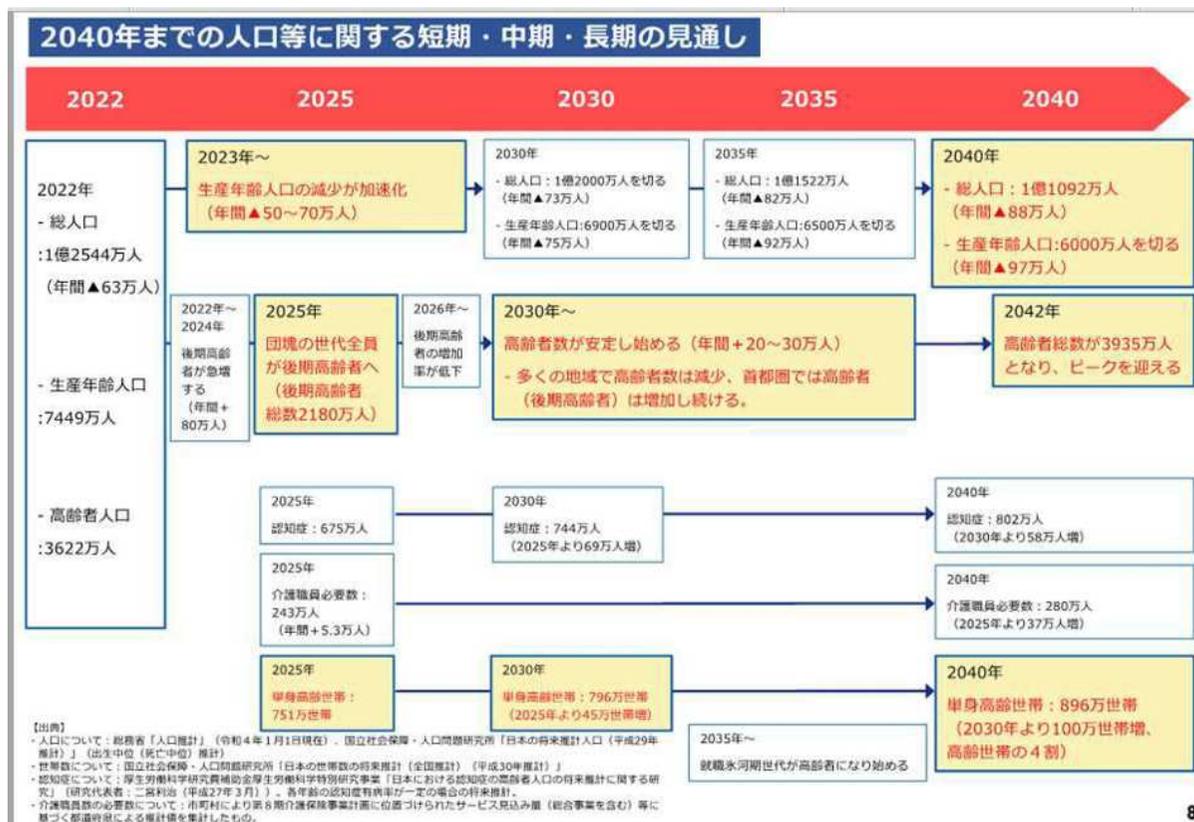
イ 全世代型社会保障の基本理念

①「将来世代」の安心を保障する	・「全世代」は、これから生まれる「将来世代」も含む。彼らの安心のためにも、負担を先送りせず、同時に、給付の不断の見直しが必要
②能力に応じて、全世代が支え合う	・年齢に関わらず、全ての国民が、能力に応じて負担し、支え合うことで人生のステージに応じ、必要な保障の提供を目指す。
③個人の幸福とともに、社会全体を幸福にする	・社会保障は、リスク等に社会全体で備え、個人の幸福増進を図るとともに、健康寿命の延伸等により社会全体も幸福にする。
④制度を支える人材やサービス提供体制を重視する	・人材確保・育成や働き方改革、処遇改善、生産性向上、業務効率化に加え、医療・介護ニーズ等を踏まえたサービス提供体制の構築が必要
⑤社会保障のDXに積極的に取り組む	・社会保障給付事務の効率化、新サービスの創造等のため、社会保障全体におけるデジタル技術の積極的な活用を図ることが重要

ウ 全世代型社会保障の構築に向けての取組

(ア) 時間軸の視点

以下の時間軸の視点を持って取組を進めていくことが重要



(イ) 地域軸の指定

社会保障ニーズや活用可能資源の地域的差異を考慮し、地域に応じた解決の手法や仕組みを考案することが重要

エ 各分野における改革の方向性

1. こども・子育て支援の充実	2. 働き方に中立的な社会保障制度等の構築	3. 医療・介護制度の改革	4. 「地域共生社会」の実現
(1)基本的方向			
<ul style="list-style-type: none"> □少子化の危機的な状況から脱却するための更なる対策が必要 □社会全体でこども・子育てを支援する観点から、妊娠・出産・子育てを通じた切れ目ない包括的支援を早期に構築すべき □0～2歳児に焦点を当てた支援の早期構築後には、幅広い年齢層の子育て世帯に対する経済的支援の充実を検討する必要 	<ul style="list-style-type: none"> □どのような働き方をしてもセーフティネットが確保され、誰もが安心して希望どおりに働くことができる社会保障制度等の構築が求められている。 □労働市場、雇用の在り方について不断の見直しが重要であり、非正規雇用労働者を取り巻く課題の解決や、希望すれば誰もが主体的に成長分野などの企業へ円滑に移動できるような環境整備が必要 	<ul style="list-style-type: none"> □負担能力に応じて、全ての世代で、増加する医療費を公平に支え合う仕組みを早急に構築する必要がある。 □限りある資源を有効に活用しながら、地域における医療・介護ニーズの増大に的確に対応する。医療の機能分化と連携の更なる推進、医療・介護人材の確保等に力を注ぐ。 	<ul style="list-style-type: none"> □今後更なる増加が見込まれる独居高齢者等を住まいの確保を含め、社会全体でどのように支えていくかが大きな課題 □制度・分野や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を越えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会の実現が必要→各種社会保障サービスの担い手や幅広い関係者の連携の下、地域全体で、一人ひとりに寄り添い、伴走支援するという視点が重要

1. こども・子育て支援の充実	2. 働き方に中立的な社会保障制度等の構築	3. 医療・介護制度の改革	4. 「地域共生社会」の実現
(2)取り組むべき課題			
<p>①全ての妊産婦・子育て世帯支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠時から寄り添う「伴走型相談支援」と経済的支援の充実（0～2歳児の支援拡充）☆★ ・全ての希望者が、産前・産後ケアや一時預かりなどを利用できる環境の整備★ ・出産育児一時金の引上げ（42万円→50万円）と出産費用の見える化（後期高齢者医療制度が費用の一部を支援する仕組みの導入を含む）☆ ・不妊治療等に関する支援★ <p>②仕事と子育ての両立支援（「仕事か、子育てか」の二者択一を迫られている状況の</p>	<p>①勤労者皆保険の実現に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃 ・個人事業所の非適用業種の解消 ・週労働時間 20 時間未満の短時間労働者への適用拡大 ・フリーランス・ギグワーカー¹について、被用者性の捉え方などの検討を深め、より幅広い社会保険の在り方を検討する ・被用者保険の適用拡大を進めるにあたってはデジタル技術の活用による環境整備が 	<p>①医療保険制度・後期高齢者医療制度の保険料負担の在り方の見直し（後期高齢者の保険料負担と現役世代の支援金について、一人当たりの伸び率が均衡するよう見直し。高齢者の保険料負担については低所得層に配慮しつつ、賦課限度額、所得割率を引上げ）☆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者保険者間の格差是正（健保組合への更なる支援を行いつつ、前期高齢者の財政調整に部分的に「報酬水準に応じた調整」を導入）☆ ・引き続き、給付の在り方、給付と負担のバランスを含めた不断の見直し。また、都道 	<p>①一人ひとりに寄り添う支援とつながりの創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制の整備☆ ・ソーシャルワーカー等の確保・育成☆ ・多様な主体による地域づくりの推進☆ ・孤独・孤立対策の推進☆ ・地域共生社会の実現に向けた社会保障教育の推進☆ <p>②住まいの確保</p> <p>○住まい政策を社会保障の重要な課題と位置付け、必要な施策を本格的に展開すべき。その際、支援対象のニーズや既存制度の関係の整理も含めて議論を深め、必要な制度的対応を検討すべき。</p>

¹ ギグワーカー（Gig worler）とは、インターネット経由で単発の仕事を請け負う労働者のこと。

<p>是正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業後において切れ目なく保育を利用でき、また、円滑に職場復帰できるよう、予め保育の枠を確保できる入所予約システムの構築★ ・子育て期の長時間労働の是正、柔軟な働き方の促進★ ・育児休業取得の一層の促進と時短勤務を選択する際の給付の創設★・非正規雇用労働者の処遇改善、雇用のセーフティネットや育児休業給付の対象外となっている短時間労働者への更なる支援★ ・自営業者やフリーランス・ギグワーカー等の育児休業給付の対象外である方々への育児期間中の給付の創設★ <p>※☆：足元の課題 ※★：令和5年、早急に具体化を進めるべき項目</p>	<p>重要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の就労の制約と指摘される制度等を働き方に中立的なものにしていくことが重要 ・被用者保険適用拡大の更なる推進に向けた環境整備・広報の充実 <p>②労働市場や雇用の在り方の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非正規雇用労働者を取り巻く課題の解決（「同一労働同一賃金」の履行確保と効果検証・必要な見直し、有期雇用労働者の「無期転換ルール」の実効性確保、キャリアアップ支援、「多様な正社員」の拡充、取組状況の開示等の企業の取組の促進策）★ ・労働移動の円滑化（リスクリ <p>ング²、キャリアサポート、職</p>	<p>府県の役割について検討を深めていく必要。</p> <p>②医療提供体制・サービス提供体制の改革に向けた主な課題（都道府県の責務の明確化等による地域医療構想の推進、医療法人の経営情報のデータベースの構築などの医療法人改革等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医機能が発揮される制度整備（今後の高齢者人口の更なる増加と人口減少を見据え、かかりつけ医機能が発揮される制度整備は不可欠であり、早急な実現を目指す。その際には、国民・患者から見て、一人ひとりが受ける医療サービスの質の向上につながるものとする必要がある。）☆ <p>③介護・地域包括ケアシステムの深化・推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフト面での支援の強化（住宅の提供と見守り・相談支援の提供をあわせて実施） ・入居者だけではなく、「大家の安心」という視点も含めて、入居後の支援について一体的に検討する必要がある。 ※☆：令和5年度、実施・推進すべき項目
---	---	---	---

	<p>業・職場情報の見える化などの継続的な推進及び「労働移動円滑化に向けた指針」の策定、取組状況の開示等の企業の取組の促進策) ★</p> <p>※★：速やかに検討・実施すべき事項</p>	<p>・次の計画期間に向けた改革</p> <ul style="list-style-type: none"> －介護現場の生産性向上と働く環境の改善★ －介護保険の持続可能性の確保のため、「骨太の方針2022」等で指摘された課題について来年度の「骨太の方針」に向けて検討★ <p>④医療・介護分野等におけるDXの推進★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護分野の関連データの積極的な利活用の推進 ・医療DXの実装化 <p>※☆：足元の課題</p> <p>※★：令和5年、早急に具体化を進めるべき項目</p>	
--	--	--	--

²リスキリング (Reskilling) とは、新しい職業に就くために、又は今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する、又は獲得させること。

(2) 孤立・孤独対策について

ア 令和3（2021）年調査結果

(ア) 孤独感が「しばしばある・常にある」の回答等の割合は、20～30歳代が多い。**(市調査では、40歳代が多い。)**

(イ) 孤立については、社会的交流について「同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが全くない」人の割合が11.2% **(市調査 5.6%)**

(ウ) 社会参加について「特に参加していない」人の割合が53.2% **(市調査では、問 16①～⑧で全て肢3又は4の方の割合)**

(エ) 現在の孤独感に至る前に経験した出来事

- ・人間関係による重大なトラブル（いじめ、ハラスメント等を含む。）、生活困窮・貧困、心身の重大なトラブル（病気・怪我等）
- ・一人暮らし、転校・転職・離職・退職、失業・休業・退学・休学(中退・不登校を含む。)
- ・家族間の重大なトラブル（家庭内別居・DV・虐待を含む。)
- ・金銭による重大なトラブル

(オ) 支援を受けない理由

- ・孤独で支援を求めている一定数の人は、支援の受け方が分からない **(市調査 32.6%)**、受けたいけど我慢する **(市調査 16.3%)**、手間が面倒 **(市調査 14.0%)** という理由で支援を受けていない。

(カ) 相談相手

- ・男性に孤立の傾向。(男性が12.1%、女性が5.0%、相談する相手がいない。)
- ・中年層に孤立の傾向(30歳代～50歳代で相談相手のいない人が多い。)
- ・世帯年収100万円未満、100～199万円の人 **(市調査も同様)** や、仕事をしていない(休職中)の人 **(市調査でも同様)**、派遣社員・嘱託の人 **(市調査では正規職員・パート・アルバイト)** に、孤立の傾向
- ・相談相手に「友人・知人」を挙げる人は、若年時が多く、中年にさしかかるにつれて緩やかに減少**(市調査も同様)**、女性より男性の方が友人・知人のネットワークが薄い。
- ・「町会・自治会・近所の人」を60歳以降が挙げるが、80歳代でも12～13%で地域とのつながりはあまり活用されていない。**(市調査では「近所の人」が全体で4.0%、年齢別で最も高いのが30歳代で5.1%)**
- ・相談相手のいない人の孤独感は高い。相談先を一つでも持てば孤独感はかなり改善される。

イ 孤独・孤立対策の重点計画

(ア) 現状

- a 職場・家庭・地域で人々が関わり合い支え合う機会の減少
→「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へ変化
- b 新型コロナ感染拡大後、交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等
→社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化
- c 単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念

(イ) 基本理念

(1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応	(2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進	(3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進
<p>○孤独・孤立は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもの ・当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったもの ・当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、社会全体で対応しなければならない問題・心身の健康面への深刻な影響や経済的な困窮等の影響も懸念 <p>○孤独・孤立の一律の定義で所与の枠内で取り組むのではなく、孤独・孤立双方を一体として捉え、多様なアプローチや手</p>	<p>○孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境によって多様。当事者のニーズ等も多様</p> <p>○まずは当事者の目線や立場に立って、当事者の属性・生活環境、多様なニーズや配慮すべき事情等を理解した上で施策を推進その時々での当事者の目線や立場に立って、切れ目なく息の長い、きめ細かな施策を推進孤独・孤立の問題を抱える当事者の家族等も含めて支援する観点から施策を推進</p>	<p>○当事者や家族等が相談できる誰かや信頼できる誰かと対等につながる形で人と人との「つながり」を実感できることが重要。このことは孤独・孤立の問題の解消にとどまらず、ウェルビーイングの向上や社会関係資本の充実にも資するとの考え方で施策を推進日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、すべての人のために、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指す</p>

<p>法により対応</p> <p>○当事者等が「望まない孤独」と「孤立」を対象として取り組む</p> <p>○孤独・孤立の問題やさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点が重要「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「誰もが自己存在感・自己有用感を実感できるような社会」「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して取り組む</p>		<p>○地域によって社会資源の違いがある中で、実態調査結果を活用して、行政・民間の各種施策・取組について有機的に連携・充実</p> <p>○行政機関（特に基礎自治体）において、既存の取組も活かして、分野横断的な対応が可能となる対策推進体制を整備。社会福祉協議会や住民組織との協力、NPO等との連携・協働により施策を展開</p>
---	--	---

(ウ) 基本方針

<p>(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする</p>	<p>(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる</p>	<p>(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「<u>つながり</u>」を実感できる地域づくりを行う</p>	<p>(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する</p>
<p>①孤独・孤立の実態把握・孤独・孤立の実態把握</p> <p>②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信</p> <p>③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備</p> <p>・「支援を求める声を上げること</p>	<p>①相談支援体制の整備</p> <p>・包括的な相談支援（各種相談支援制度等の連携）、多元的な相談支援（24時間対応の相談等）、発展的な相談支援（多様な人が関わり専門職も強みを発揮）を推進</p> <p>・一元的な相談支援体制、相談と</p>	<p>①居場所の確保・日常の様々な分野における緩やかな「<u>つながり</u>」を築けるような多様な各種の「<u>居場所</u>」づくりや「<u>居場所</u>」の「<u>見える化</u>」、市民の自主的な活動やボランティア活動を推進</p> <p>②アウトリーチ型支援体制の構</p>	<p>①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援</p> <p>②NPO等との対話の推進</p> <p>③連携の基盤となるプラットフォームの形成・全国的なプラットフォームの活動を促進・地方のプラットフォームの形成に向けた環境整備（「水平型連携」</p>

<p>は良いこと」等の理解・機運を醸成し、当事者や周りの方が声を上げやすくなり支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報・普及啓発、制度の検証、幼少期からの「共に生きる力」を育む教育や豊かな人間関係づくり、周りの方が当事者への気づきや対処をできるための環境整備を推進</p>	<p>支援をつなぐ体制の本格実施に向けた環境整備に取り組む</p> <p>②人材育成等の支援</p> <p>・孤独・孤立に係る相談支援に当たる人材の確保、育成及び資質の向上、相談支援に当たる人材への支援を推進</p>	<p>築</p> <p>・当事者や家族等の意向・事情に配慮したアウトリーチ型の支援を推進③保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等</p> <p>・いわゆる「社会的処方」の活用、公的施設等を活用する取組や情報発信④地域における包括的支援体制の推進</p> <p>・地域の関係者が連携・協力し、分野横断的に当事者を中心に置いた包括的支援体制・小学校区等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実感できる地域づくり、地域の関係者が孤独・孤立について理解を深めるための環境整備</p>	<p>を目指す)・官・民の取組の裾野を広げ、連携に参画する民の主体の多元化を図る・民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策の取組を行う形で連携に参画を推進</p> <p>④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備</p>
---	--	--	---

(工) 具体的施策 (厚生労働省・市関連施策のみ)」

a 地域福祉

施策 (基本方針 No.)	現状	課題	目標	対策
生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援 ((3) ①)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮者世帯の子どもを対象に学習支援や生活支援等を通じて、子どもの将来の自立に向けた包括的支援を行うとともに、関係機関と連携することで世帯全体への支援を行っている。 事業の利用者は中学生が過半数を占め、高校生以上は1割程度である。また、事業を実施している自治体のうち、生活支援に取り組んでいる自治体は、約7割となっている 当該生活支援に取り組む自治体のうち、フードバンクや民間団体と連携をしている自治体は、3割未満とな 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全体への支援につなげるための取組の推進 高校生以上に対する支援、関係機関との連携の促進等 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもへの学習・生活支援を通じて世帯全体への支援に適切につなげるための取組の推進 高校生以上に対する支援、関係機関との連携の促進等を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全体への支援につなげるため、生活支援については学習支援と一体的に取り組むよう運用を見直す。 高校生への切れ目のない支援や、関係機関との連携を進めるためのガイドラインの作成等について取り組む。

	っている。			
生活困窮者支援等のための地域づくりの推進((3)①②④)	コロナ禍において、孤独・孤立問題がより深刻化・顕在化している中で、地域における「絆」や支え合いの重要性が再認識されており、それを具現化できる取組が求められている。	地域住民が孤独・孤立に陥らず地域コミュニティの中で活躍できるよう、身近な地域において、気軽に安心して通える居場所の確保や、地域資源を活用した連携の仕組みづくりの推進が必要である。	地域における「絆」や支え合いを具現化した取組により、地域住民が孤独・孤立に陥らずに自分らしく活躍できる地域コミュニティを構築し、地域共生社会を実現するための市町村における包括的な支援体制を整備する。	身近な地域において、地域住民による共助の取組の活性化を図り、安心して通える居場所の確保や地域資源を活用した連携の仕組みづくりを支援することで、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成していく。
地域における包括的な支援体制の推進((3)①②④)	地域住民の抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行っている。(令和4年度は134自治体を実施)	地域住民の抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築の促進が必要である。	重層的支援体制整備事業において属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくり支援を一体的に進めることにより、市町村における包括的な支援体制を整備する。	引き続き、地域住民の抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う。
自立相談支援機関における包括的な支援の強化((3)②④)	・生活や住まい等にお困りの方々の不安を受け止め、必要な支援に結びつけるため、生活困窮者自立支援法	新型コロナウイルス感染症感 染拡大による経済情勢等の変 化に伴う多様な支援ニーズに 対応することができるよう、	生活困窮者の年間新規相談受 付件数を令和7年度までに40 万人にするとともに、自立生 活のためのプラン作成件数を	自立相談支援機関における相 談支援やアウトリーチ支援の 取組を引き続き行うととも に、新型コロナウイルス感染

	<p>に基づく自立相談支援機関（相談窓口）を全国に設置（令和5年度：1,388 機関）している。</p> <p>・アウトリーチ支援を強化するため、アウトリーチ支援員を配置するための補助を行っている。</p>	<p>自立相談支援の機能強化が必要である。</p>	<p>新規相談受付件数の50%とする。（新経済・財政再生計画改革工程表2022）</p>	<p>症セーフティネット強化交付金を活用し、自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備等への支援を行い、自立相談支援の機能強化を図る。</p>
<p>困窮者のデジタル利用の把握、支援策の検討（（3）②）</p>	<p>令和2年11月に、生活困窮者の方についても携帯電話等の契約を行うことが出来るよう一定の配慮を行っている通信事業者のリスト（以下「通信事業者リスト」という。）を作成し、自治体等へ情報提供を行っている。</p>	<p>生活困窮者が通信機器を利用できないことにより、孤立することを防止する必要がある。</p>	<p>生活困窮者が通信機器を利用できないことにより、孤立することを防止する。</p>	<p>通信事業者リストについて、掲載事業者を追加するとともに、内容を更新し、令和4年度中に自治体等へ改めて周知を行う予定としている。</p>
<p>成年後見制度・権利擁護支援の取組の促進（（3）④）</p>	<p>第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年閣議決定）に基づき、市町村計画の策定、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関の整備などの取組を全国的に進めている。</p>	<p>権利擁護支援の地域連携ネットワークなどの体制整備は、特に小規模の町村などで進んでいない。</p>	<p>現行の基本計画においては、令和6年度末までに、全市町村に中核機関を整備すること等を目標としている。</p>	<p>第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年閣議決定）に基づき、都道府県の機能強化等により、市町村計画の策定、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関の整備などの取組を全国的</p>

民生委員・児童委員活動への支援 ((3) ④)	都道府県等が民生委員・児童委員に対して支弁する活動費について交付税措置しており、令和2年度に引き上げを実施している。	民生委員・児童委員活動の一層の推進を図るため、活動実態に見合った支援が必要である。	民生委員・児童委員活動の実態に応じた支援を行うことで、地域福祉の推進を図る。	に進めていく。 都道府県等が民生委員・児童委員に対して支弁する活動費について、民生委員・児童委員の活動実態を踏まえて引き続き支援していくことで、地域福祉の推進のための環境整備を進めていく。
社会福祉協議会への支援	各都道府県及び各指定都市社会福祉協議会へ福祉活動指導員を、各市町村社会福祉協議会へ福祉活動専門員を設置するため、都道府県及び市町村に対して必要な経費を交付税措置している。	社会福祉協議会において地域福祉の推進に向けた取組を安定的に実施できるよう、福祉活動指導員及び福祉活動専門員の人員配置や活動状況に見合った支援が必要である。	社会福祉協議会が設置する福祉活動指導員及び福祉活動専門員について、設置実態に即した支援を行うことで、地域福祉の取組をより活性化させる。	福祉活動指導員及び福祉活動専門員の人員配置や活動状況を踏まえて、引き続き、その設置に必要な経費について支援していくことで、地域福祉の推進のための環境整備を進めていく。
生活保護世帯を含む生活困窮者等の住まい対策の推進 ((3) ④)	新型コロナウイルス感染症感染拡大の経済情勢への影響により、性別や年代を問わず住まい不安定に関する相談が増加しており、ネットカフェ等を行き来している不安定居住者が一定数存在している。そのため、就労による自立のた	コロナ禍において顕在化した居住支援や自立支援のニーズに対応するため、新型コロナウイルス感染症感染拡大による経済情勢への影響に対応するための住居確保給付金の様々な特例措置等の見直しや、一時生活支援事業等の見	生活保護世帯を含む生活困窮者等の安定した住まいの確保に向けて、社会保障審議会での議論等を踏まえ住まい対策の一層の推進を図る。	・社会保障審議会での議論等を踏まえつつ、住居確保給付金の特例措置等については、本来の制度目的との整合性等を踏まえながら、そのあり方について検討を進め、必要な見直しに取り組んでいく。

	<p>めの住居確保給付金の支給や、衣食住に関する支援を行う一時生活支援事業等による住まいの確保を推進している。</p>	<p>直し、被保護者が地域での居宅移行等に向けた継続的な支援を受けられるようにするための方策など、居住支援のあり方について検討し、住まい対策のより一層の推進を図ることが必要である。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・一時生活支援事業については、運用を見直すことで住まいの見守り支援等を推進するなど、必要な見直しに取り組んでいく。 ・被保護者が地域での居宅移行等に向けた継続的な支援を受けられるようにするための方策についても、必要な検討を行う。
<p>生活困窮者の就労準備支援 ((3) ④)</p>	<p>就労に向けた準備が必要な生活困窮者を対象に、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成から支援を行っている。</p> <p>令和3年度実施自治体数 622/906 (69%)</p>	<p>地方自治体間格差の是正に努め、就労準備支援事業の拡充を図る必要がある。</p>	<p>就労準備支援事業の実施自治体数の増加を図る。</p>	<p>就労準備支援事業が未実施である自治体の背景や理由等の課題を把握し、実施自治体数の増加に向けてより効果的な取組等を検討する。</p>

b 高齢者福祉

施策（基本方針 No.）	現状	課題	目標	対策
高齢者の通いの場の継続・再開（（3）①）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の高齢者が集まり交流する通いの場への参加率については、令和元年度（6.7%）まで増加傾向であったが、新型コロナウイルス感染症流行下の令和2年度における参加率は4.5%に低下した。令和2年の緊急事態宣言時（4～5月）には、市町村が活動状況を把握していた通いの場の取組の約9割が活動を自粛していたが、11月には約8割が活動を実施していた。 	<p>介護予防の推進を図る観点から、引き続き、通いの場の再開・推進に向けた取組を行い、参加率の向上を図ることが必要である。</p>	<p>介護予防に資する通いの場への参加率を令和7年（2025年）までに8%程度に高める。（認知症施策推進大綱におけるKPI）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）による、介護予防・健康づくり等に資する取組の重点的な評価 ・介護予防・日常生活支援総合事業において、市町村では介護予防に資する取組への参加者やボランティア等に対するポイント付与、ボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）の補助への支援
家族介護者の交流会の開催支援（（3）①）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村において、家族介護者を介護から一時的に解放するための介護者相互の交流会等を開催するための事業を行っている。 ・任意事業であるが、その開催にかかる経費の支援を行う 	<p>各世帯が抱える課題が多様化する中、家族介護者の状況が高齢者の自立した生活にも大きな影響を与える可能性があり、介護者の孤独・孤立を防ぐなど、家族介護支援の取組を促進する必要がある。</p>	<p>・（長期的）市町村が実施する医療機関・福祉事業者の関わりがある場合に家族介護者を把握する取組や、福祉分野など関係者の家族介護に係る理解促進を図る取組を支援することで、家族介</p>	<p>高齢者を在宅で介護している家族介護者を対象として、他の家族介護者や知見を有する専門家などとの交流を行うことにより、適切な介護知識・技術の習得並びに身体的、精神的な負担の軽減を図る。</p>

	ている。		護支援の促進を目指す。 ・(短期的) 調査研究事業等を活用し、効果的な家族介護者の居場所・相談機会の確保のあり方について検討する。
認知症カフェの普及・促進 ((3) ①)	認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェを活用した取組が行われており、令和3年度時点で47都道府県1,539市町村にて、7,886カフェが設置されている(設置率:88.4%)。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、認知症カフェの中止が余儀なくされている。	・(長期的) 認知症カフェの全市町村への普及を目指す。 ・(短期的) オンライン等を活用した認知症カフェの取組について、引き続き周知していく。
地域包括支援センターの運営 ((3) ②④)	・全国で5,351箇所設置されている地域包括支援センターにおいて、介護事業者やボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員等のネットワークを構築し、高齢者の孤立防止を含む支援ニーズの早期の把握と必要な	・高齢者人口の伸び率や高齢者の実情は地域によって様々であり、地域ごとの工夫が必要になってきている。 ・高齢化の進展とともに複合化・複雑化した課題を抱える高齢者が増加する中、二	・(長期的) 地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目指す。 ・(短期的) 相談窓口の周知を

支援へのつなぎを行っている。
 ・総合相談支援等を実施し、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行っている。

ーズを把握し適切に支援・対応する必要がある。

推進するとともに地域包括支援センターの総合相談件数のモニタリングを実施する。

していく。

c 障がい者福祉

施策（基本方針 No.）	現状	課題	目標	対策
障害者相談支援体制の充実・強化（（2）①（3）④）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等の相談支援は複雑化しており、住民等にとって分かりやすく、アクセスしやすい仕組みになっただけならず、適切に相談支援が行われていない潜在的な要支援者が一定数いるものと考えられる。 ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（基本方針）では成果目標として、令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向け 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民にとって分かりやすく、アクセスしやすい相談の入口として、どのような相談もまずは受け止める総合的な相談を実施することが必要 ・基幹相談支援センターの設置促進をさらに進めるとともに、基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援の中核的な役割が着実に果たせるような方策を検討することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの更なる設置促進及び基幹相談支援センターの役割の充実・強化に向けて必要な対応を行う。 ・令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援事業 ・虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行っている。 ・地域生活支援事業における基幹相談支援センター等機能強化事業（社会福祉士等専門的職員の配置等の）支援 ・今後は、基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援の中核的な役割を果たす

た取組の実施体制を確保することとされており、活動目標として総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化の取組の実施体制の確保を掲げている。

・地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターについては、873市町村が設置している（令和3年4月時点）。

ために必要な方策の検討及び実施により、総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援体制の強化の取組を促進する方針

難聴者のための補聴器等の利用による社会参加の推進
（（3）⑤）

障害者等の失われた身体機能を補完・代替することにより、日常生活や社会参加（就学・就労など）を支援するための補装具（補聴器を含む）の購入等に係る費用（利用者負担額を除く）を支給している。

補聴器を必要とする障害者や難聴者等が身体に適合した補聴器を利用できるようにするため、引き続き、補装具費の支給を実施していく必要がある。

補装具費支給申請者が適切な補装具事業者の選定及び契約、身体に適合した補聴器の利用等ができるよう、市町村に協力を要請し、補装具事業者の経歴や実績などを勘案の上、情報の提供に努めていく。

障害者等の就労場面における効率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として自立自活するための素地を育成助長すること等を目的として、身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具（補装具）の購入等に要した費用の額から利用者負担額を除いた額を支給する。

障害者の日中活動支援や家族等のレスパイト機能の充実
((3) ⑤)

・生活介護において、常時介護等の支援を要する障害者に対し、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供その他の必要な支援を行っている。事業所数は12,232箇所、利用者数は299,394人となっている。

・短期入所において、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等に短期間の入所を必要とする障害児者に対し、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行っている。事業所数は5,287箇所、利用者数は47,545人となっている。(令和4年7月国保連データ)

地域において必要なサービス量を確保する。

自治体が定める障害福祉計画において、生活介護については、令和4年度に292,717人、令和5年度に299,212人の利用者数を見込んでいる。また、短期入所については、令和4年度に65,923人、令和5年度に69,430人の利用者数を見込んでいる。

都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、その中でサービスの種別ごとの必要な見込量や、サービス提供体制の確保の目標を盛り込むこととされており、生活介護及び短期入所についても、こうした仕組みにより必要なサービス量の確保に取り組んでいる。

<p>⑤) 単身等の障害者の居宅訪問や見守り等の支援の充実 ((3))</p>	<p>居宅において単身等で生活する障害者に対し、定期的な巡回訪問や相談対応等の必要な支援を行う「自立生活援助」や、常時の連絡体制を確保し緊急事態等に相談等の必要な支援を行う「地域定着支援」により、障害者の見守りを含めた支援を実施している。</p> <p>自立生活援助について、事業所数は 288 箇所、利用者数は 1,303 人である。また、地域定着支援については、事業所数が 550 箇所、利用者数が 3,998 人となっている。(令和 4 年 7 月国保連データ)</p>	<p>障害者の入所施設や精神科病院等からの地域移行を推進しているところであり、一人暮らし等の障害者の地域生活の継続の支援を行う自立生活援助及び地域定着支援の整備の推進が課題である。</p>	<p>自治体が定める障害福祉計画において、自立生活援助については、令和 4 年度に 3,016 人、令和 5 年度に 3,556 人の利用者数を見込んでいる。また、地域定着支援については、令和 4 年度に 6,589 人、令和 5 年度 7,488 人の利用者数を見込んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活援助については、厚生労働省障害者総合福祉推進事業において、自立生活援助と居住支援法人の連携を推進するためのモデル研修を実施した。 ・引き続き、自立生活援助と地域定着支援の制度の在り方について障害者が希望する地域生活の実現・継続を支援する観点から必要な検討を行っていくこととしている。
---	--	--	---	---

d 児童福祉

施策 (基本方針 No.)	現状	課題	目標	対策
ひとり親家庭への支援 ((2)① (3) ①)	<p>・ひとり親家庭が、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、ひとり親家庭のこどもが心身とも</p>	<p>・各支援施策の普及を図る。 ・支援を必要とするひとり親家庭が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支</p>	<p>・(長期的) 支援を必要とするひとり親家庭に必要な支援を行い、就業を基本とした経済的な自立につなげる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業」 ・「ひとり親家庭への総合的な

	<p>に健やかに成長できるような環境を整備していくことが求められている。</p> <p>・支援については、就業支援を中心として、子育て・生活支援、養育費の確保支援、経済的支援を総合的に展開している。必要な支援に確実につながるよう、相談窓口へのアクセスの向上を図り、相談支援等をより充実したものにしていくことが必要。</p>	<p>援を受けることができるよう、ワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図る必要がある。</p>	<p>・(短期的)各事業の実施自治体数の増加(地域の実情に応じた事業実施)を目指す。</p>	<p>支援のための相談窓口の強化事業(「就業支援専門員」の配置)</p> <p>・「こどもの生活・学習支援事業」</p> <p>・「ひとり親家庭への住宅支援資金の貸付」</p> <p>・「離婚前後親支援モデル事業」</p> <p>・「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」</p>
<p>妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援((2)①③)</p>	<p>・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援等を提供するため、子育て世代包括支援センターの設置を市町村の努力義務として法定化した(なお、令和4年度の児童福祉法等改正により、本センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を維持した上で、組織を見直し、</p>	<p>・妊娠・出産について周囲に相談できずに悩む者については、予期しない妊娠、経済的困窮、社会的孤立、DVなどの様々な背景があり、妊婦健診未受診での分娩や新生児が0歳0日で虐待死に至る場合があるなど、妊娠期から支援につなげることが重要である。</p>	<p>産後ケア事業について、令和6(2024)年度末までの全国展開を目指す。</p>	<p>・産後2週間、産後1か月などの産婦に対する健康診査の費用を助成する。</p> <p>・産後ケア事業について、全国展開を図る。</p> <p>・妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話</p>

	<p>一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を、令和6年度から創設することとしている。）</p> <p>・令和元年度に母子保健法を改正し、出産後1年を超えない女子及び乳児に対する産後ケア事業の実施を市区町村の努力義務として法定化した。</p>	<p>・産後うつに関しては、産後2週間、産後1か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の実施により支援を必要とする産婦を早期に把握し、適切なケア等を実施する必要がある。</p> <p>・予期せぬ妊娠や流産、死産も含め、地域における性や生殖に関する相談支援の強化が求められている。</p>		<p>し相手」等による相談支援を行う。</p> <p>・子育て世代包括支援センターに社会福祉士や精神保健福祉士等を配置し、相談支援の強化を図る。</p>
<p>こどもの居場所づくりに取り組む地方公共団体の支援 ((3) ① (4) ①)</p>	<p>コロナ禍において、こども食堂等のこどもの居場所の確保が難しい状況になっており、さらに居場所を運営するNPO等も資金面で苦しい状況におかれていることが多い。</p>	<p>コロナ禍において、こどもが孤独・孤立に陥らないようにするため、NPO等を活用するなどしてこどもの居場所づくりに取り組む地方公共団体を支援する必要がある。</p>	<p>・地方公共団体が地域子供の未来応援交付金を活用する際に設定する当該年度の成果目標（こどもを必要な支援につないだ数など）が達成された地方公共団体の割合を8割以上とする。</p> <p>・地方公共団体による本交付金等の活用等を通じて、こども食堂等のこどもの居場所を継続して増やす。（参考：「NPO 法人全国こども食</p>	<p>・地域子供の未来応援交付金</p> <p>・こどもの生活・学習支援事業</p>

			堂支援センター・むすびえ」 が2021年に実施した調査によ ると、こども食堂の箇所 数は6,014箇所)	
地域における子育て世帯への 支援 ((3) ①)	核家族化や地域のつながりの 希薄化等により、子育てが孤 立化することに伴う不安感や 負担感に対し、子育て中の親 子が気軽に集い、不安や悩み を相談できる場所を提供す る。令和3年度時点で、7,856 箇所が設置されている。	親子が気軽に集うことができ る場所は、子育ての孤独・孤立 感を解消するために重要であ り、各自治体において策定さ れた第2期市町村子ども・子 育て支援事業計画に基づき、 全国における実施箇所数の拡 充が必要である。	第2期市町村子ども・子育て 支援事業計画に基づき、令和 5年度において、10,174箇所 (地方単独事業分含む)の設 置、最終年である令和6年度 において、10,206箇所(地方 単独事業分含む)の設置を目 指す。	主に3歳未満の子を育てる親 とその子(妊娠中の方やその 家族の利用も可)が気軽に集 い、相互交流や子育ての不 安・悩みを相談できる場を提 供する。
生活保護世帯を含む生活困窮 世帯の子どもへの学習・生活 支援 ((3) ①)	・生活保護受給世帯の子ども を含む生活困窮者世帯のこ どもを対象に学習支援や生 活支援等を通じて、子ども の将来の自立に向けた包括 的支援を行うとともに、関 係機関と連携することで世 帯全体への支援を行っている。 ・事業の利用者は中学生が過 半数を占め、高校生以上は	・世帯全体への支援につなげ るための取組の推進 ・高校生以上に対する支援、関 係機関との連携の促進等	・子どもへの学習・生活支援を 通じて世帯全体への支援に 適切につなげるための取組 の推進 ・高校生以上に対する支援、関 係機関との連携の促進等を 図る。	・世帯全体への支援につなげ るため、生活支援について は学習支援と一体的に取り 組むよう運用を見直す。 ・高校生への切れ目のない支 援や、関係機関との連携を 進めるためのガイドライン の作成等について取り組 む。

1割程度である。また、事業を実施している自治体のうち、生活支援に取り組んでいる自治体は、約7割となっている

- ・当該生活支援に取り組む自治体のうち、フードバンクや民間団体と連携をしている自治体は、3割未満となっている。

地域におけるこどもの見守り体制の強化（(3)④）

新型コロナウイルス感染症の影響により、こどもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることを踏まえ、見守り体制を強化するなど、子育て世帯が孤立しないよう支援することが必要である。

地域に根ざした民間団体と自治体が協働し、地域におけるこどもの見守りを強化するため、要保護児童対策地域協議会が中核となって、民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する必要がある。

見守り活動を通じてこどもの支援を地域ぐるみで進めたいため、支援対象児童等見守り強化事業の活用を進め、以て、地域に根ざした民間団体と自治体が協働し、地域におけるこどもの見守り体制強化の一層の推進を図る。

- ・要保護児童対策地域協議会が中核となって、民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する。
- ・支援対象児童等見守り強化事業では、こども食堂やこどもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等を通じた

				<p>こどもの状況把握を行うことにより、地域におけるこどもの見守り体制の強化を支援する。</p>
<p>ヤングケアラーの支援に関する取組（（3）④）</p>	<p>ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるとされ、こどもの心身の健全な育ちのためには、関係機関・団体等がしっかりと連携し、ヤングケアラーの早期発見・支援につなげる取組が求められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの社会的認知度は低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことが困難 ・家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっており、地域での実態を踏まえ、きめ細やかな支援を行う必要があるが、地方自治体での実態把握が不十分である。 ・福祉、介護、医療、学校等の関係機関におけるヤングケアラーの支援に関する研修等は十分でなく、それら関 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーについて、自治体による実態調査・研修、コーディネーターの配置やピアサポートなどの先進的な取組、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅訪問による家事・育児等を支援する。 ・令和4年度から令和6年度までの3年間を「集中取組期間」とし、当面、中・高校生の認知度5割を目指し、社会的認知度の向上に取り組むとともに、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国におけるヤングケアラーの実態調査の結果や、多機関連携支援に係るマニュアルの地方自治体への周知を図る。 ・ヤングケアラーについて、自治体による実態調査・研修、コーディネーターの配置やピアサポートなどの先進的な取組、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅訪問による家事・育児等を支援する。 また、 ・令和4年度から令和6年度までの3年間を「集中取組期間」とし、当面、中・高校生の認知度5割を目指し、社会的認知度の向上に取り組むとともに、当事者団体

係者のヤングケアラーの概念の認知度も高くない。

- ・ヤングケアラーの心身の負担を軽減し、子どもらしい生活を送ることができるようにするためには、既存の支援サービスや支援者団体等が運営する相談窓口適切につなげる必要があるが、ヤングケアラーに対する具体的支援策、支援になくための窓口が明確でない。
- ・子どもにとって、役所など公的機関への相談は、心理的なハードルが高く、支援者団体等を活用したピアサポート等の悩み相談を行う事業の支援や SNS 等を活用したオンラインサロンの運営・支援が必要である。
- ・親に代わって幼い兄弟のケア（見守りや家事、兄弟の世

や支援団体のネットワークづくりを支援する。

- ・ヤングケアラーとその家族の将来のために、福祉、介護、医療、教育の関係機関が相互に連携し、一体となって切れ目のない支援が行われるよう、取組を進める。

話や保育園等への送迎)をするヤングケアラーに対しては、保育サービスに加え、家庭での家事や子育てを支援するサービスが必要であるが、子育て世代家庭への家事や子育てを支援するサービスが不足している。

e その他福祉

施策（基本方針 No.）	現状	課題	目標	対策
自殺対策の取組の強化（2）①②（4）①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体が地域自殺対策計画に基づき、それぞれの地域の特性に応じた自殺対策を推進している。 ・ 自殺防止に係る取組を行う民間団体の取組に対して、地域自殺対策強化交付金の助成を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の相談体制の拡充 ・ 自殺未遂者を含む自殺念慮者の調査等による自殺の実態解明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体が地域自殺対策計画に基づきそれぞれの地域の特性に応じた自殺対策を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体が地域自殺対策計画に基づきそれぞれの地域の特性に応じた自殺対策を推進し、ゲートキーパーの更なる養成・支援の充実を行う。 ・ 自殺防止に係る取組を行う民間団体を支援する。
ひきこもり支援の推進（（3）①②④）	ひきこもり状態にある方やその家族等を支援することにより、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、本人	ひきこもり状態にある方やその家族がより身近な場所で相談できるよう、基礎自治体における相談窓口の設置促進と	ひきこもり状態にある方が、必要な支援につながり、本人が望む形で社会参加を実現することができるよう、ひきこ	より身近な場所で相談ができ必要な支援につながるよう、基礎自治体における相談窓口の設置促進や息の長い支援を

	<p>や家族等の福祉の増進を図ることを目的に、市区町村の実情に応じて、「ひきこもり地域支援センター事業」、「ひきこもり支援ステーション事業」、「ひきこもりサポート事業」を実施するための財政支援をしている。</p> <p>【ひきこもり支援ステーション事業】</p> <p>実施主体 市区町村（指定都市を除く）</p> <p>令和4年度実施 87市区町村</p> <p>【ひきこもりサポート事業】</p> <p>実施主体 市区町村（指定都市を除く）</p> <p>令和4年度実施 85市区町村</p>	<p>息の長い支援の実施が必要である。</p>	<p>もり支援に積極的に取り組む基礎自治体の増加を図る。</p>	<p>実施する。</p>
<p>保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進（(3)③）</p>	<p>特定健診の結果、受診勧奨判定とされた加入者について、医療保険者がかかりつけ医等と連携し生活習慣病の重症化予防を図る必要があるものの、現状、かかりつけ医での診</p>	<p>孤独・孤立対策については、いわゆる「社会的処方」（かかりつけ医等が患者の社会生活面の課題にも目を向け、地域資源と連携する取組）の活用を図っていくこととしており、</p>	<p>令和3年度から開始したモデル事業の実施結果を踏まえ、保健指導プログラム・特定健診等実施計画へ反映する。</p>	<p>保険者による受診勧奨を契機として、かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題について情報共有しながら、加入者の重症化予防に必要な栄</p>

療と、特定保健指導をはじめとした医療保険者の取組との間で、連携する仕組みが乏しい。

社会生活面の課題が生活習慣病の治療を困難にしている場合もあるため、地域社会で行っている相談援助等も活用しながら社会生活面の課題解決に向けた取組が重要である。

そのため、医療保険者による受診勧奨を契機として、かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題について情報共有しながら、加入者の重症化予防に必要な栄養指導等の保健指導の実施や地域社会で行っている相談援助等の活用を進めることで、加入者の健康面及び社会生活面の課題を解決するための取組を推進することが重要であり、令和3年

令和3年度から開始したモデル事業の評価等を行い、保険者協議会等による予防健康事業等への活用に向けた課題整理等を実施する。

養指導等の保健指導の実施や地域社会で行っている相談援助等の活用を進めることで、加入者の健康面及び社会生活面の課題を解決するための取組を推進する。

度は全国7箇所、令和4年度は全国6箇所の保険者協議会において、モデル事業を実施している。

困難な問題を抱える女性支援
((3)④)

・女性は、男性に比べ、性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する場面が多く、このことによって、心身面及び社会的な面で複合的な課題を抱えることが多い。
・女性が抱える困難な問題は、近年、複雑・多様化、かつ、複合的なものとなっており、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、令和4年5月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「困難女性支援新法」という。）が成立した。

・困難女性支援新法の施行に向けて、多様化する困難な問題を抱える女性に対し、性被害からの回復支援、自立後を見据えた支援など、相談から保護・自立支援までの専門的な支援を包括的に提供できるようにすることが必要である。
・行政や民間団体等、多機関の連携・協働を通じて、支援が行き届きにくい者も対象とし、早期かつ、切れ目のない支援を目指すことが必要である。

時代とともに多様化する困難な問題を抱える女性を対象として、相談から保護・自立支援までの専門的な支援を包括的に提供できるようにする。

・様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施する。
・様々な困難な問題を抱えた女性を対象に、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供するため、試行的な取組として、婦人相談員を委嘱する市区単位で、婦人相談所等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える

女性への支援を展開するためのネットワークをモデル的に構築、運営する。

- ・女性が抱える困難な問題において、多様化・複合化、複雑化が見られる現在の状況に対応するため、婦人相談所や婦人保護施設、婦人相談員とともに、特色や強みを活かしながら、多様な相談への対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組を推進する。

(2) 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）

ア 基本的な考え方

(ア) 社会福祉の共通理念である「地域共生社会」の理念を踏まえる。

(イ) 次の2つ観点からこれまでの議論を中間的に整理

a 平成30年改正等による両制度の発展と課題への対応

(a) 平成30年の改正以降、就労準備及び家計改善に関する各支援策の実施自治体数は増加したが、生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の両制度それぞれで更なる実施率の増加が必要であるとの指摘がある。

(b) 対象者が制度間を移行した場合の支援の継続性の確保や社会資源の有効な活用

(c) 各行政機関や地域の関係機関との調整

(d) 計画的な支援を行うための制度的枠組みの創設及び強化

(e) 居住支援のニーズの多様化への対応

(f) 子育て世帯全体への支援の推進等のためのセーフティネットの一層の強化

b 新型コロナウイルス感染症感染拡大による生活困窮への対応も踏まえた課題への対応

(a) 様々な状況下において対応可能な生活再建・自立に向けた伴走型支援を実現を図る。

(b) 相談支援機能の強化、就労・家計・居住・子ども等各種課題への対応や医療扶助の適正化

(c) 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度間の一体的な支援・連携強化による切れ目のない支援の実現を図る。

(d) 生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の内側に必ずしもとどまることなく、制度の外側にある他制度との連携の促進についても、支援の質や量を充実させる。

(e) 国民に最終的な「安心」を保障する日本社会の最後のセーフティネットとしての役割を引き続き果たしていく必要がある。

イ 各論

(ア) 自立相談支援等のあり方

a 支援会議の設置の努力義務化の検討

b 多様で複雑な課題を抱える被保護者の援助に関する計画の作成（できる規定）

c 支援の調整等のための会議体の設置（できる規定）

(イ) 就労・家計改善支援のあり方

就労準備支援事業・家計改善支援事業の必須事業化

(ウ) 子どもの貧困への対応

- a 子育て世帯に対し、訪問等のアウトリーチ型手法による相談・助言を行う事業の実施
- b 就労自立給付金の対象を、高卒で就職し1人暮らしのために世帯から独立する者等への拡大

(エ) 居住支援のあり方

- a 緊急一時的な居場所確保のための支援
- b 地域居住支援事業の運用改善（シェルター事業を実施しなくても実施可）
- c シェルター事業又は地域居住支援事業の一方の実施の努力義務化
- d 住居確保給付金新型コロナウイルス感染症への特例措置の一部恒久化
- e 無料低額宿泊所に係る事前届出義務違反の罰則化

(オ) 医療扶助等

都が市に対して医療扶助・健康管理支援事業の実施に関する助言・援助等の実施

(カ) 両制度の連携

生活困窮者自立支援制度の就労・家計・住まいに関する事業被保護者も利用できる仕組みの検討

(3) 介護保険制度の見直しに関する意見について

ア 見直しの方向性

(ア) 全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて、質の高い医療・介護を効率的に提供するための基盤整備が必要

(イ) 次期計画期間中に2025年を迎えるが、今後、85歳以上人口の割合が上昇し、サービス需要や給付費は増加する一方、生産年齢人口は急減。地域ニーズに対応したサービス等基盤の整備や、人材確保、保険制度の持続可能性の確保に向けた早急な対応が必要

(ウ) 社会環境の変化の中でも、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する所で安心して生活できる社会を実現する必要

イ 市区町村の役割

住民に最も身近な基礎自治体であり地域包括ケアシステムの構築を主導する存在として、保険料の徴収や要介護認定、給付としてのサービス基盤の整備など、狭い意味での保険者としての役割に加え、地域ニーズを的確に把握し、地域支援事業における地域づくりに資する様々な取組を主体的に推進する役割についても、保険者として果たしていくことを求めたい。

ウ 地域包括ケアシステムと地域共生社会の実現との関係

地域包括ケアシステムは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という関係を超えた包摂的な社会を目指す地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤

となり得るものである。例えば、地域包括ケアシステムの推進の中核となる地域支援事業のうち、総合事業の多様なサービスや一般介護予防事業における通いの場などでは地域住民の主体的な参画が欠かせない。こうした地域住民の制度上の位置付けについて、介護保険の被保険者、すなわち支援の客体としてだけでなく、地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体としても観念することが重要であり、このことを法令上及び運用上、より明確に位置付けるよう検討することが適当である。

エ 見直しの概要（市に関係する取組を抽出）

I 地域包括ケアシステムの深化・推進	
1 生活を支える介護サービス等の基盤の整備	
①地域の实情に応じた介護サービスの基盤整備	必要に応じて、既存施設・事業所の今後のあり方も含めた検討
②在宅サービスの基盤整備	
③ケアマネジメントの質の向上	ケアプラン情報の利活用を通じた質の向上
④医療・介護連携等	<ul style="list-style-type: none"> ・市と医師会等関係機関・医師等専門職の緊密な連携 ・都道府県や市町村における医療や介護・健康づくり部門の庁内連携、総合的に進める人材の育成・配置 ・介護保険事業（支援）計画の作成に当たっては、地域福祉計画、障害福祉計画その他要介護者の保健、医療、福祉等に関する事項を定める計画との調和を図ることが重要 ・高齢者リハビリテーションについては、どの地域でも適時適切に提供されるよう、地域支援事業と保険給付の双方の観点からのリハビリテーション提供体制の構築を更に促進していくことが必要である。そのために、介護保険事業（支援）計画での対応も含めて、地域リハビリテーション支援体制の構築の推進が必要
⑤施設サービス等の基盤整備	

I 地域包括ケアシステムの深化・推進	
1 生活を支える介護サービス等の基盤の整備	
⑥ 住まいと生活の一体的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度老人保健健康増進等事業において「地域共生社会づくりのための「住まい支援システム」構築に関する調査研究事業」を実施しており、住まいに課題を抱える者に対する住まい支援のため、<u>市区町村内に、市区町村の介護保険部局や住宅部局等で構成する住まい支援センター（仮称）を設置し、住まいの相談支援、アセスメント、地域とのつながりに係るインフォーマルサービスや居住先を含めた社会資源の開拓等を試行的に実施するモデル事業を実施</u> ・介護保険制度においては、地域支援事業の一つとして、「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を実施しているが、このモデル事業の結果や全世代型社会保障構築会議における議論の状況等を踏まえて、<u>介護保険制度における住まいと生活の一体的な支援の方策について、住宅分野や福祉分野などの介護分野以外の施策との連携や役割分担の在り方も含め、地域共生社会の実現に向けた観点から、引き続き検討することが適当</u>
⑦ 介護情報利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する顕名の介護情報等（介護レセプト情報、要介護認定情報、L I F E（科学的介護情報システム）情報、ケアプラン、主治医意見書等）は、事業所や自治体等に分散し、利用者自身の閲覧、介護事業所間の共有、介護・医療間の共有が電子的に可能になっていない。 ・厚生労働省データヘルス改革工程表に基づき、また、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、医療（介護を含む）全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォームを創設することが求められている。
⑧ 科学的介護の推進	

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

2 様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現

① 総合事業の多様なサービスの在り方

介護保険制度の枠内で提供されるサービスのみでなく、インフォーマルサービスも含め、地域の受け皿を整備していくべきであり、生活支援体制整備事業を一層促進していくことが重要

② 通いの場、一般介護予防事業

・通いの場については、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、誰もが一緒に参加し、認知症予防、多世代交流や就労的活動など、地域のニーズに応じた多様な機能を有する場として発展・拡充させていくことが重要

・通いの場が住民主体であることや、専門職が限られていることにも留意しつつ、更に質を高めるために、自治体と地域の職能団体が連携することなどにより、医療や介護の専門職の関与を推進することが必要

・多様な課題を抱える者や閉じこもりがち等により通いの場に参加できていない高齢者を介護予防・見守りの取組につなげるために、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施による医療専門職等からのアプローチや、介護予防把握事業による民生委員・地域のボランティア・自治会・老人クラブ等からのアプローチなど、様々な手段・機会を活用した働きかけを推進していくことが重要

I 地域包括ケアシステムの深化・推進	
2 様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現	
<p>●認知症施策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症施策推進大綱の掲げる、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現に向け、引き続き「共生」と「予防」を車の両輪として、施策を推進していくことが適当 ・認知症初期集中支援チームについては、その機能や役割、自治体の規模、人員体制等に応じた活動状況を把握し、今後の事業の在り方について検討を行う必要 ・認知症への社会の理解を深め、地域共生社会を目指す中で、これまでの認知症に関する捉え方の点検を行い、認知症に関する正しい知識の普及啓発に努める必要がある。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

2 様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現

④地域包括支援センターの体制整備等

・総合相談支援機能を発揮できるようにするためにも、**センターの業務負担軽減を推進するべき。**

①家族介護者支援においては、地域包括支援センターのみならず、認知症対応型共同生活介護などの地域拠点が行う伴走型支援、認知症カフェの活動、ケアマネジャーによる仕事と介護の両立支援などの取組との連携を図ることが重要

②介護予防支援の実施状況の把握を含め、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当

③総合事業介護予防ケアマネジメントAについて、利用者の状態像等に大きな変化がないと認められる場合に限り、利用者に説明し、合意を得てモニタリング期間の延長等を可能とすることが適当

④総合相談支援業務について、センターの専門性を活かした効果的な実施等の観点から、居宅介護支援事業所などの地域の拠点のブランチやサブセンターとしての活用を推進することが適当

⑤センターの業務との一体性を確保した上で市からの部分委託等を可能とすることが適当

⑥センターの職員配置については、3職種の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当

I 地域包括ケアシステムの深化・推進	
3 保険者機能の強化	
①保険者機能強化推進交付金等	<p>保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の見直し</p> <p>①保険者機能強化推進交付金：介護保険事業計画の進捗管理や介護給付費の適正化に関する取組など、地域包括ケアの構築に向けた基盤整備の推進を図るものとする。</p> <p>②介護保険保険者努力支援交付金：介護予防・健康づくり等の地域包括ケアに関する取組の充実を図るものとする。</p>
②給付適正化・地域差分析	
③要介護認定	
II 介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保	
1 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進	
①総合的な介護人材確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 令和元（2019）年度以降、年間 5.3 万人程度の介護人材の伸びが必要 ・今後の我が国の人口動態を踏まえれば、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定 ・地域の実情に応じた介護人材確保対策が実施できるよう地域医療介護総合確保基金の中で様々なメニューを用意し、自治体を支援
②生産性の向上により、負担が軽減され働きやすい介護現場の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・介護現場におけるテクノロジーの導入は早急に推進する必要がある。現在も、地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボット・ICTの導入支援事業を実施 ・いわゆる介護助手の活用
2 給付と負担	
①高齢者の負担能力に応じた負担の見直し	